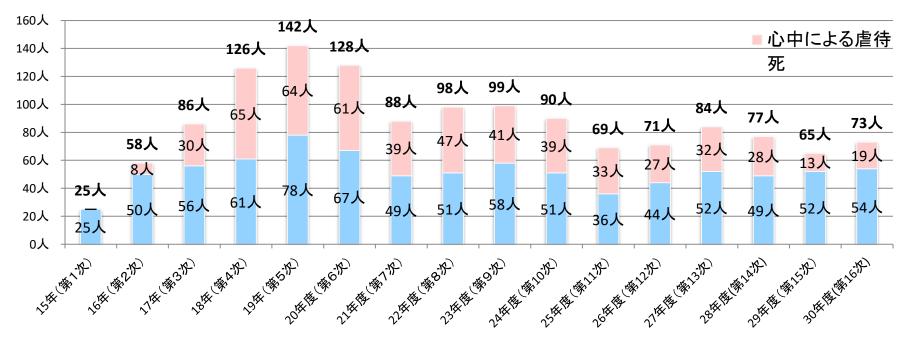
児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること (施策番号WI-2-1)

添付資料

児童虐待による死亡事例の推移(児童数)

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より



(注1)平成15年~平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1~H15.12.31の6か月間、(注3)平成19年はH19.1.1~H20.3.31の15か月間

第1次から第16次報告までの児童虐待による死亡事例等の検証結果

【心中以外の虐待死 786例・833人】

- 0歳児の割合は47.4%、中でも0日児の割合は18.7%。さらに、3歳児以下の割合は76.2%を占めている。
- 加害者の割合は実母が54.5%と最も多い。
- 妊娠期・周産期における問題では、遺棄が28.9%と最も多く(第11次報告から第16次報告までの累計)、予期しない妊娠/計画し ていない妊娠、妊婦健康診査未受診の状況(第3次報告から第16次報告までの累計)が25%強に見られている。
- 家庭における地域社会との接触がほとんど無い事例(第2次報告から第16次報告までの累計での有効割合)は39.3%であった。

養育支援訪問事業(概要)

1. 事業の目的

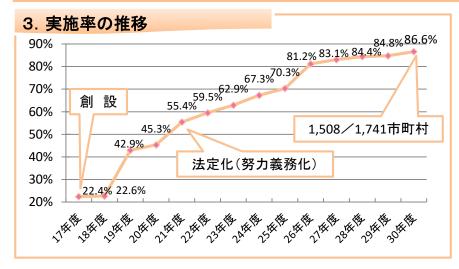
乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

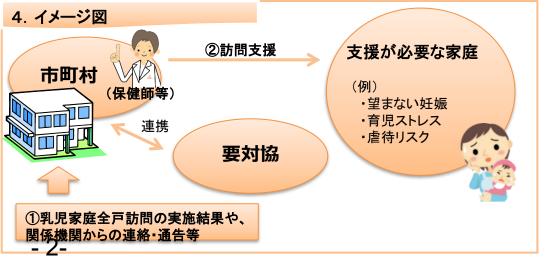
(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 事業の内容

内閣府所管 年金特別会計 子ども・子育て勘定 子ども・子育て支援交付金 補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
 - (1)妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
 - (2)出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
 - (3)不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4)児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。
- 〇 訪問支援者(事前に研修を実施)
 - •専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
 - ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等





都道府県社会的養育推進計画の策定要領<概要> (2018年7月6日)

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、<u>平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、</u>「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏ま え、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、 2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、<u>一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要</u>がある。
 ・ 都道府県や市区町材、特別養子縁組の養親、用親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜木的な改正となる平成28年改正
- 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- <u>価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る</u>。
 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。<u>厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限</u>努力していく。

国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等をとりまとめ、進捗のモニタリング及び評

3. 都道府県推進計画の記載事項

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

- 3. **都退府県推進計画の記載争**頃 (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方 及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー) (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府
- 県の取組 (4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 (7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・
- 機能転換に向けた取組 (8)一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 - **3**-(11) 留意事項

- 3-(11) 留意事

4. 項目ごとの策定要領

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ・ <u>平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定</u>すること。
- · 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、<u>当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方</u> 策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の複数の参画を求めることとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組
 - 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー(ショートステイ、ト ワイライトステイ)の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
 - ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画(都道府県の行う取組)を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画(設置時期・設置する地域)を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- · 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。
 - < 代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例>
 - 子どもの人口(推計・各歳毎)×代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)=代替養育を必要とする子ども数
- · 算式1·算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、<u>里親等委託が必要な子ども数を見込む</u>こと。
 - 代替養育を必要とする子ども数(年齢区分別)×里親等委託が必要な子どもの割合※=里親等委託が必要な子ども数
 - ※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出 算式2 現に施設入所している全ケース(又は一部)のうち、甲親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出
 - (注) 里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、<u>現状における委託可能な里親数等</u>にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 ①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
- 都道府県が行うべき里親に関する業務(フォスタリング業務)の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対す る研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援

に至るまでの一連の業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制を構築すること。

- ②甲親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

状況は、毎年、公表する。

- 甲親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の甲
- 親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数
- 等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。

 - 国においては、「概ね7年以内(3歳未満は概ね5年以内)に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期
- 以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつ
- <u>も、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの</u>地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分
- に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、 数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために
- 必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先 原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の

数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

- 国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道 府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗
- (6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
 - 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を
- 望めず、他に養育できる親族等がいない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり 親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子ども など、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとっ てどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネ ンシー保障を優先して検討すること。
- 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活 用の検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を 進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の概討、民間機関への支援などを講じていく。

(7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ①施設で養育が必要な子ども数の見込み
- · 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、<u>施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出</u>すること。
- · 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、<u>保護が必要な子</u> <u>どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保</u>することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて<u>施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散</u> 化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、<u>「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要</u>である。
 ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先
- <u>して進めていく</u>こと。 ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、<u>本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法</u>や、<u>過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法</u>が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的
 - にユニット化する場合でも ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独 立させるとともに
 - ・地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う
 - といった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ <u>小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合</u>する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、<u>できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力</u>していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護 専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時 期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、

社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画(実施予定時期、実施メニュー)及び自立援助ホー ムの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。 (10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることか ら、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。 ②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組

児童相談所における各都道府県等(児童相談所)職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計

(11) 留意事項

画を策定すること。

各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新 たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を

- 含めて、実施機関やその配置の調整・検討 ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計 画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - 里親等委託が必要な子ども数の調査 等 について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については 追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して 策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安と して、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、 区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

○里親等委託率の推移

- ○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- ○里親等委託率は、平成22年3月末の11.1%から、令和2年3月末には21.5%に上昇

	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
年度	入所児童数	割合	入所児童数	割合	委託児童数	割合	児童数	割合
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
平成21年度末	29, 548	80. 8	2, 968	8. 1	4, 055	11. 1	36, 571	100
平成22年度末	29, 114	79. 9	2, 963	8. 1	4, 373	12. 0	36, 450	100
平成23年度末	28, 803	78. 6	2, 890	7. 9	4, 966	13. 5	36, 659	100
平成24年度末	28, 233	77. 2	2, 924	8. 0	5, 407	14. 8	36, 564	100
平成25年度末	27, 465	76. 2	2, 948	8. 2	5, 629	15. 6	36, 042	100
平成26年度末	27, 041	75. 5	2, 876	8. 0	5, 903	16. 5	35, 820	100
平成27年度末	26, 587	74. 5	2, 882	8. 0	6, 234	17. 5	35, 703	100
平成28年度末	26, 449	73. 9	2, 801	7. 8	6, 546	18. 3	35, 796	100
平成29年度末	25, 282	73. 9	2, 706	7. 8	6, 858	19. 7	34, 846	100
平成30年度末	24, 908	71. 8	2, 678	7. 7	7, 104	20. 5	34, 690	100
令和元年度末	24, 539	70. 5	2, 760	7. 9	7, 492	21. 5	34, 791	100

^{※ 「}里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。 ファミリーホームは、令和元年度末で417か所、委託児童1,660人。

里親等委託率

特別養子縁組の成立件数の推移等

出典:司法統計年報

特別養子縁組の成立件数

平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
3 7 4	3 3 9	474	5 1 3	5 4 2	495	6 1 6	6 2 4	7 1 1

<参照条文>民法(明治29年法律第89号)(特別養子縁組関係抜粋)

(特別養子縁組の成立)

第八百十七条の二 家庭裁判所は、次条から第八百十七条の七までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組(以下この款において「特別養子縁組」という。)を成立させることができる。

2 (略)

(養親の夫婦共同縁組)

- 第八百十七条の三 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。
- 2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子(特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。)の養親となる場合は、この限りでない。

(養親となる者の年齢)

第八百十七条の四 二十五歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が二十五歳に達していない場合においても、その者が二十歳 に達しているときは、この限りでない。

(養子となる者の年齢)

- 第八百十七条の五 第八百十七条の二に規定する請求の時に十五歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに十八歳に達した者に ついても、同様とする。
- 2 前項前段の規定は、養子となる者が十五歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、十五歳に達するまでに第八百十七条の二に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。
- 3 養子となる者が十五歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

(父母の同意)

第八百十七条の六 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による 虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

(子の利益のための特別の必要性)

第八百十七条の七 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

(監護の状況)

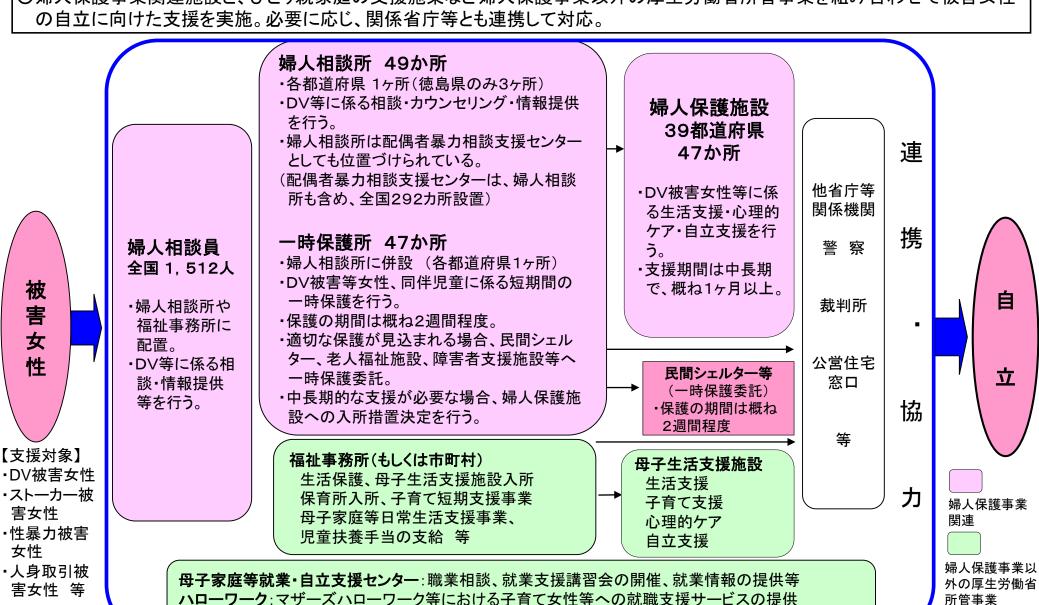
- 第八百十七条の八 特別養子縁組を成立させるには、養親となる者が養子となる者を六箇月以上の期間監護した状況を考慮しなければならない。
- 2 前項の期間は、第八百十七条の二に規定する請求の時から起算する。ただし、その請求前の監護の状況が明らかであるときは、この限りでない。

(実方との親族関係の終了)

第八百十七条の九 養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する。ただし、第八百十七条の三第二項ただし書に規定する他の一方及びその血族との親族関係については、この限りでない。 **_ Q_**

婦人保護事業の概要

〇婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性



(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成31年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は令和2年4月1日現在

児童相談所: 心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等